

仙台市地下鉄東西線「コインロッカー設置事業者」募集要領

仙台市交通局(以下、「交通局」とする。)では、次のとおり仙台市地下鉄東西線にコインロッカーを設置する事業者を募集します。

一般競争入札により、設置事業者を決定しますので、入札参加を希望される方は、この募集要領及び関係法令等をご承知の上、お申し込みください。

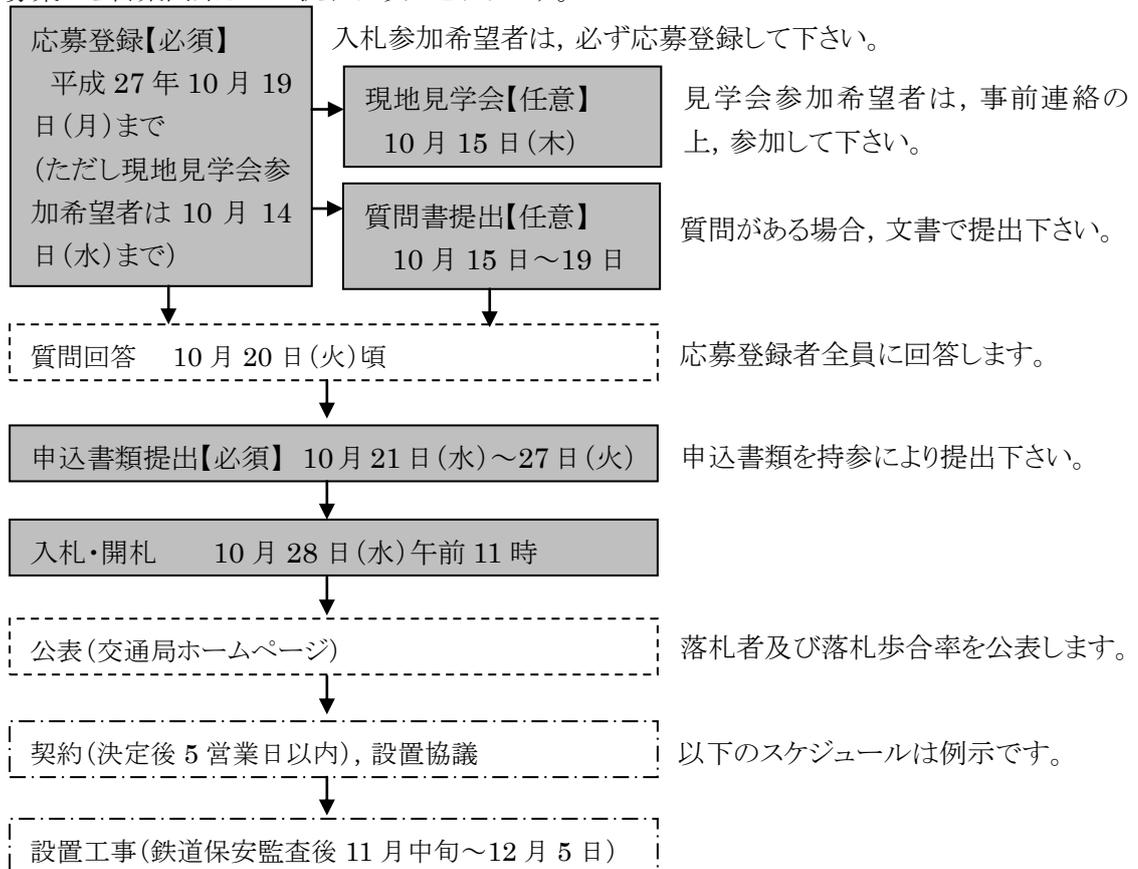
I. 募集概要

1 募集物件

所 在	仙台市地下鉄東西線
場 所 及び数量	東西線 13 駅コンコース内コインロッカー区画 (詳細は p7~20 参照) ※全区画を 1 つのグループとして扱いますので、入札件数は 1 件となります。
設 備	電気コンセントあり(電気料は機器の消費電力に基づき計算します。)
最低賃料	歩合率 46.3%(税別)以上 ※上記の最低歩合率以上のご提案いただいた歩合制の貸付料とします。

2 スケジュール

募集から営業開始までの流れは次のとおりです。



Ⅱ. 条件

1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 仙台市内に本店又は支店・営業所を有する法人で、市税の滞納がないこと。
- (3) 鉄道駅におけるコインロッカーの設置業務について、2年以上の実績(自ら管理・運営するものに限る)を有し、お客様対応、金銭管理などコインロッカーの維持管理を自己の責任で行う者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団等との関係を有していないこと。なお、応募者について、宮城県警本部へ氏名・生年月日・性別・役職名等の情報を提供し、暴力団等との関係の有無を照会する場合があります。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体との関係を有していないこと。
- (6) 入札日の過去1年以内に、本市施設のコインロッカー設置に関して、契約内容に反する行為を行った者でないこと。

2 契約上の条件

(1) 契約形態

この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4の規定に基づく行政財産の一時貸付とします。また、この契約は借地借家法(平成3年法律第90号)第38条に規定する定期建物賃貸借契約であり、契約期間満了により契約が終了し、更新は行いません。ただし、この契約終了後、交通局は1回に限り、再契約を行う場合がある(最長で通算連続10年間)ことを申し添えます。

(2) 貸付期間

貸付期間は、契約日から平成32年11月30日までとします。

貸付期間には、工事期間及び原状回復の期間を含みます。

(3) 貸付料

貸付料は、交通局が設定する予定歩合率(p5参照)以上で最高の提案歩合率に税込売上を乗じた額(別途消費税相当額を加算した金額)とします。毎月、指定日までに納入していただきます。

(4) 電気料

機器の消費電力に電気料単価を乗じた額(別途消費税相当額を加算した金額)とします。

(5) 保証金

契約の締結後30日以内に、保証金として1,000,000円(非課税)を納めていただきます。

保証金は契約終了時、原状回復を確認した後に返還します。返還に際し利子は付しません。

(6) 解約

営業開始後に全駅に対する解約を希望する場合は、原則として3ヶ月前までの申し出があった場合に限り認めることとします。ただし、3ヶ月分の貸付料(原則として申し入れ前月の売上額を用いて算出)を支払うことにより直ちに解約できることとします。一部駅からの撤退は認めません。なお、本件契約後、設置事業者の一方的な都合により中途解約した場合、当該物件の後継設置者を選定する入札には参加できません。また、本件の契約期間中、交通局が行う他の同種入札に対し、本件の解約を前提に参加することはできません。

営業開始前に設置事業者の都合で解約される場合は、保証金は返還しません。

(7) 原状回復

契約終了の際は、設置事業者の費用でコインロッカー区画を原状回復していただきます(壁や床の穴等の修繕を含む)。

(8) 損害賠償及び補償

- ① 設置事業者は、使用にあたり交通局又は第三者に損害を与えたとき、すべて設置事業者の責任でその損害を賠償しなければならないこととします。
- ② 駅構内等で行う維持管理に関する工事、停電作業、駅改造工事及び事故により設置事業者
に損害が生じた場合、交通局は一切の補償をしないものとします。工事及び作業内容によつては、コインロッカーを一時休業または移設していただく場合もございますが、この場合においても交通局は一切の補償をしないものとします。
- ③ 各種の許認可関係及び交通局の事情等により、コインロッカーの営業が不可能となった場合
であっても、交通局は一切の補償をしないものとします。

(9) その他

契約書の契約内容をすべて遵守していただきます。

3 設置及び営業上の条件

(1) 設置条件

- ① 東西線開業予定日(12月6日)までに設置して下さい。
- ② コインロッカーの設置場所は、交通局の指定位置(p8~20参照)とします。
- ③ コインロッカーの標準設置数は、p7に示すとおりとします。ただし、利用者ニーズが高く、スペースに余裕がある場合は、交通局と協議、承認を得たうえで、ロッカーを増設できる場合があります(駅舎の構造及び法規制等から希望どおり実施できない場合があります)。
- ④ コインロッカーの機種は任意としますが、操作性・安定性に優れた機種を選んで下さい。設置場所毎に異なる機種とすることは可とします。
- ⑤ 設置事業者が増設した設備は、原則として設置事業者の所有及び管理となります。
- ⑥ 設置工事にあたり、搬入方法及び作業時間帯について、交通局の指示に従って下さい。
- ⑦ 設置工事後も、鉄道事業を優先とし、交通局が行う安全輸送の確保、駅施設の維持管理作業(停電作業を行う場合があります)に協力して下さい。

(2) 営業条件

- ① 営業は申込者(落札者)が自ら行うものとし、第三者に譲渡又は転貸することはできません。
- ② 設置事業者は、自らの責任において、コインロッカーの維持管理、周辺の整理整頓、機器の保守修理、長期滞留利用荷物の回収及び引き渡し、売上金の回収及び報告等を行って下さい。
- ③ 地下鉄の営業時間内は、コインロッカーを常時営業して下さい。
- ④ コインロッカーには、利用約款及びフリーダイヤルによる連絡先を明記し、駅営業時間内のお客様の鍵の紛失や機械故障時等に当たってはすみやかに(概ね30分以内に)対応して下さい。
- ⑤ 連絡先は全駅一律として下さい。
- ⑥ お客様からのお問い合わせや苦情等に対しては、設置事業者の責任において誠意をもって対応し、必要に応じて、その内容及び対応状況を交通局に報告して下さい。
- ⑦ 毎月の売上額については、証明書類を添付の上、翌月10日までに交通局に報告して下さい。
- ⑧ コインロッカーを広告媒体として使用することはできません。
- ⑨ 電子マネーによる料金精算は可とします。
- ⑩ 料金・操作方法・連絡先等について、交通局ホームページへの掲載に協力して下さい。
- ⑪ 駅構内への他事業者の出店等により営業環境が変化することがあります。
- ⑫ 警察からの指導のため、各駅の駅務室にマスターキーを1本預けて下さい。

Ⅲ. 申込手続き等

(1) 応募登録【必須】

入札参加をご希望される方は、応募登録用紙(別添様式 1)を本件窓口(p6 参照)まで、持参、E-mail 又は FAX することにより応募登録者となっていただきます。(送信後は窓口開設時間内に電話により着信を確認して下さい。)

応募登録期間:平成 27 年 10 月 19 日(月)17 時まで必着
(ただし、(2)現地見学会参加希望者は、14 日(水)17 時まで必着)

※応募登録者でない方の質疑及び申込書類の受付には応じないものとします。

(2) 現地見学会【任意】

平成 27 年 10 月 15 日(木)に現地見学会を開催しますので、ご希望の方は前日 17 時まで、応募登録用紙にその旨を記入して提出の上、ご参加下さい。行程及び集合時間等は、見学会参加希望者に直接連絡します。やむを得ない事由により、日程変更等の場合があります。

なお、各駅には駐車場がありませんので、駅間移動はタクシーまたは公共交通機関等をご利用下さい。

(3) 質問【任意】

本募集要領の内容について不明な点がある場合は、質問書面(様式任意)を持参、E-mail 又は FAX により本件窓口(p6 参照)まで送信して下さい。また、送信後は窓口開設時間内に電話により着信を確認して下さい。

質問受付期間:平成 27 年 10 月 15 日(木)～平成 27 年 10 月 19 日(月)17 時まで

質問への回答は平成 27 年 10 月 20 日(火)頃、応募登録者全員に E-mail 又は FAX により回答します。なお、この質問回答をもって、本要領の補完、追加といたします。

(4) 入札参加申込書類の提出【必須】

本募集要領及び質疑をご理解いただいたうえで、入札参加を希望する場合は、次の書類を作成し、本件窓口(p6 参照)まで直接持参してください。郵送等による受付は行いません。

申込書類提出期間:平成 27 年 10 月 21 日(水)～平成 27 年 10 月 27 日(火)
(平日 9 時～17 時、ただし正午～13 時を除く)

[申込書類(各 1 部)]

① 入札参加申込書(様式 2)

② 誓約書(様式 3)

③ 法人の商業登記簿(履歴事項全部証明書)の写し

※発行後 3 ヶ月以内のものに限ります。

④ 市税の滞納がないことの証明書

※市税の課税の有無にかかわらず、申請書を持参のうえ、区役所、総合支所税務担当課において交付(1通 300 円の手数料が必要です。)を受けてください。

⑤ 鉄道駅における 2 年以上の事業実績が客観的にわかる書類の写し

※例: 契約書、協定書等(当該事業を実施していることがわかる部分以外は見えないように消していただいて構いません。)

IV. 入札手続き

1 入札及び開札

(1) 入札方法

- ① 入札書(様式 4)には、提案歩合率(小数点以下 1 位まで)を記載して下さい。ただし、下表の予定歩合率(最低歩合率)以上の歩合率を記入して下さい。

	貸付料予定歩合率 (入札の最低歩合率)	備考
東西線コイン ロッカー	46.3%(税別)	別途、消費税相当額、電気料及び保証金が必要となりますので、本要領をよくお読みのうえ、提案歩合率を記載してください。

- ② 入札書は封筒に入れて、提出して下さい。
③ 代理人による入札の場合は、委任状(様式 5)を提出し、委任を受けた方の名前で入札して下さい。

(2) 入札時に持参する書類

- ① 入札参加申込書の写し(申込の受付時にお渡します。)
② 入札書及び封筒
③ 委任状(代理人の方が入札される場合)

(3) 入札及び開札の日時、場所等

入札及び開札の日時：平成 27 年 10 月 28 日(水) 午前 11 時

入札及び開札の場所：仙台市交通局本庁舎 5 階入札室

入札の受付等：入札の受付は、入札開始時刻の 30 分前から行います。

なお、入札開始時刻に遅れると入札に参加できませんのでご注意ください。

入札(開札)会場への入室は、各社 1 名とさせていただきます。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 入札に参加する資格のない者がした入札
② 一の入札について同一の者がした二以上の入札
③ 入札者の記名・押印のない入札
④ 歩合率その他重要事項の記載が不明確な入札(歩合率の訂正は認められません。)
⑤ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定

予定歩合率以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高の提案歩合率をもって入札した者を落札者とします。落札となるべき同率の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。落札者はその権利を他者に譲ることはできません。

(6) 結果の公表

開札の結果、落札者があるときはその者の名称及び歩合率を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせるとともに、交通局ホームページにより公表します。

(7) 次点者の取扱

落札決定後、落札者の都合により辞退があった場合は、次点の者を繰り上げて落札者とする場合があります。

2 契約の締結

落札者は、交通局が指定する日までに契約書に記名押印していただきます。期間内に契約書に記名押印しないときは、契約を締結しないものとみなす場合があります。その場合、落札は無効となり、仙台市の一般競争入札に参加することができなくなることがあります。

3 決定の取り消し

落札後、落札者が入札参加資格を有しないことが判明した場合や、本要領に定める条件による営業ができなくなった場合、落札者としての決定を取り消し、次点の者を繰り上げて落札者とする場合があります。

V. その他

1 その他

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 要領について疑義が生じた場合は、交通局の解釈によります。
- (3) 仙台市情報公開条例の規定により応募書類等の公文書の開示請求があった場合は、同条例の規定により全部又は一部を開示する場合があります。
- (4) 申込及び契約の手続きに関する一切の費用については、申込者又は設置事業者の負担となります。
- (5) コインロッカーの売上実績については、次回公募を行うこととなった場合に参考データとして公表する場合があります。
- (6) コインロッカーの設置、撤去、維持管理及び原状回復に関する一切の経費は、設置事業者の負担となります。
- (7) 消費税法の改正等により消費税率が改正された場合、改正後の税率を適用するものとします。

2 本件窓口及び問合せ先

〒980-0801 仙台市青葉区木町通一丁目4番 15 号

仙台市交通局鉄道管理部営業課管理係(仙台市交通局本庁舎7階)

TEL :022-712-8329 FAX: 022-224-4559 E-mail:kot051110@city.sendai.jp

※窓口開設時間は平日 9 時～17 時(ただし、正午から 13 時を除く)。

※手続きに関する問い合わせは随時受け付けます。本要領の内容に関する質問はⅢ.(3)参照。

関係書類

東西線コインロッカー区画一覧

駅名	コインロッカー区画位置	コインロッカー標準設置数 (幅 420~430mm/列の場合)	<参考> 乗車数予測
T01 八木山動物公園駅	コンコース(地下2階)	4~9列	8,019人/日 (バスターミナルあり)
T02 青葉山駅	コンコース(地下1階)	2列	7,188人/日
T03 川内駅	コンコース(地下2階)	4~7列	1,265人/日
T04 国際センター駅	コンコース(地上1階)	4~7列	1,389人/日
T05 大町西公園駅	コンコース(地下1階)	4列	2,385人/日
T06 青葉通一番町駅	コンコース(地下2階)	(調整中。ただし4列以上)	5,764人/日
T07 仙台駅	コンコース(地下1階)	(調整中。ただし4列以上)	27,645人/日
T08 宮城野通駅	コンコース(地下1階)	4~5列	3,948人/日
T09 連坊駅	コンコース(地下1階)	2列	2,503人/日
T10 薬師堂駅	コンコース(地下1階)	4列	5,017人/日 (バスターミナルあり)
T11 卸町駅	コンコース(地下1階)	2列	5,813人/日
T12 六丁の目駅	コンコース(地下1階)	3列	4,272人/日
T13 荒井駅	コンコース(地上1階)	4~7列	4,456人/日 (バスターミナルあり)

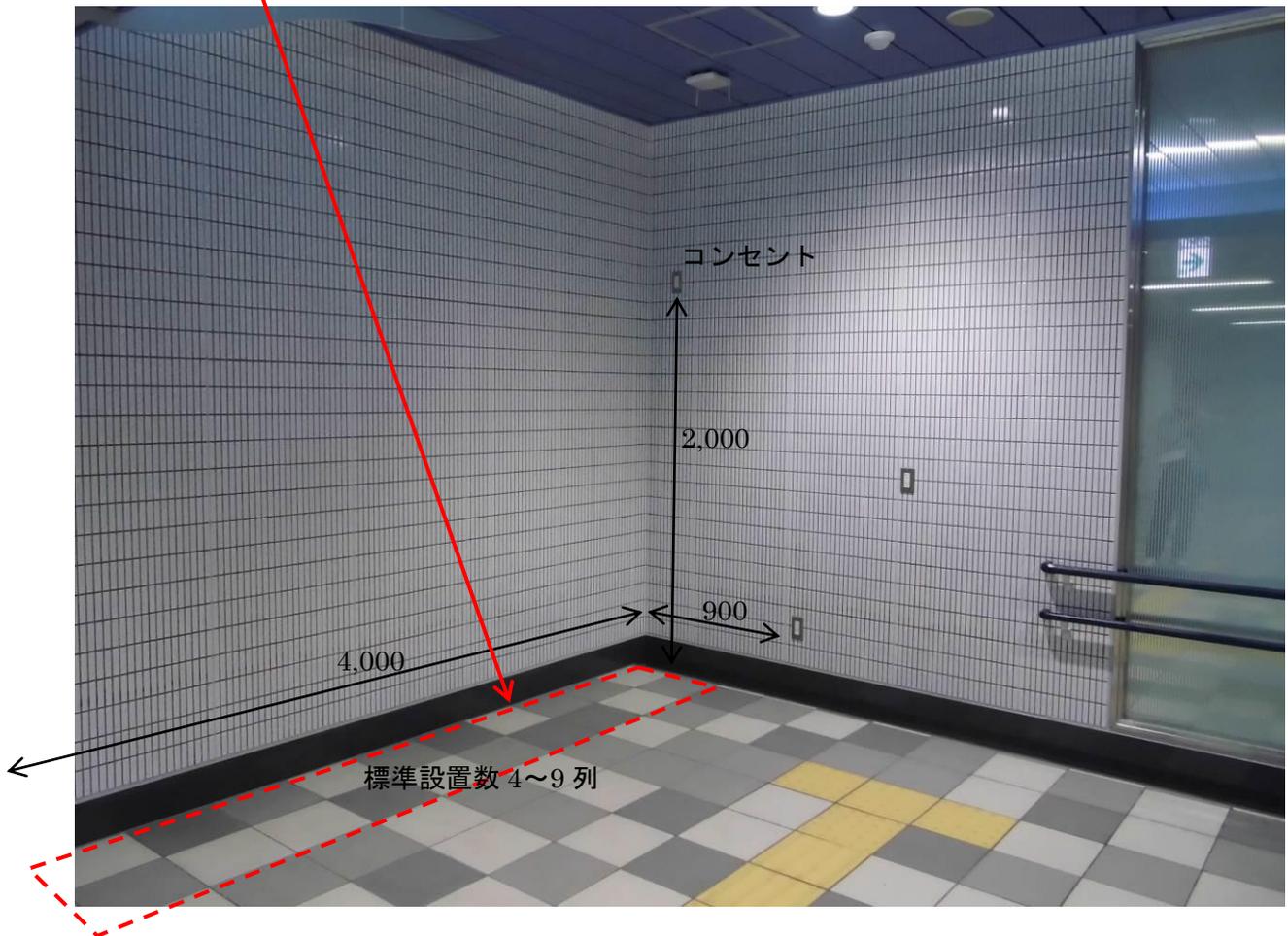
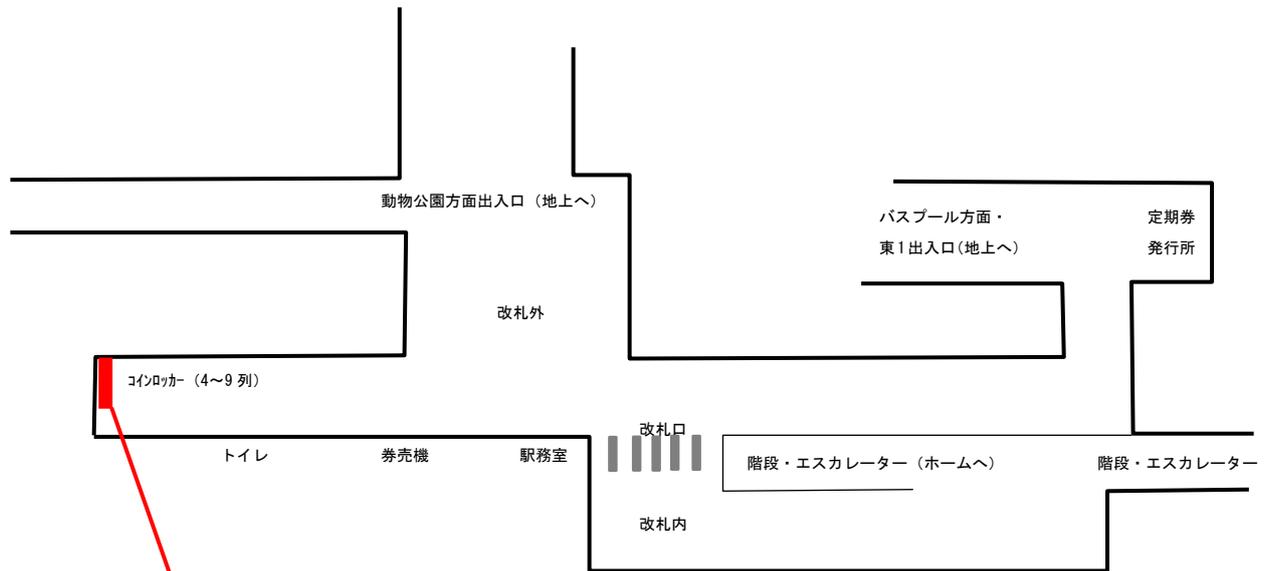
※駅舎建築工事の変更等のため標準設置数が変更となる場合があります。

※乗車数予測値は実際の乗車数を保証するものではありません。

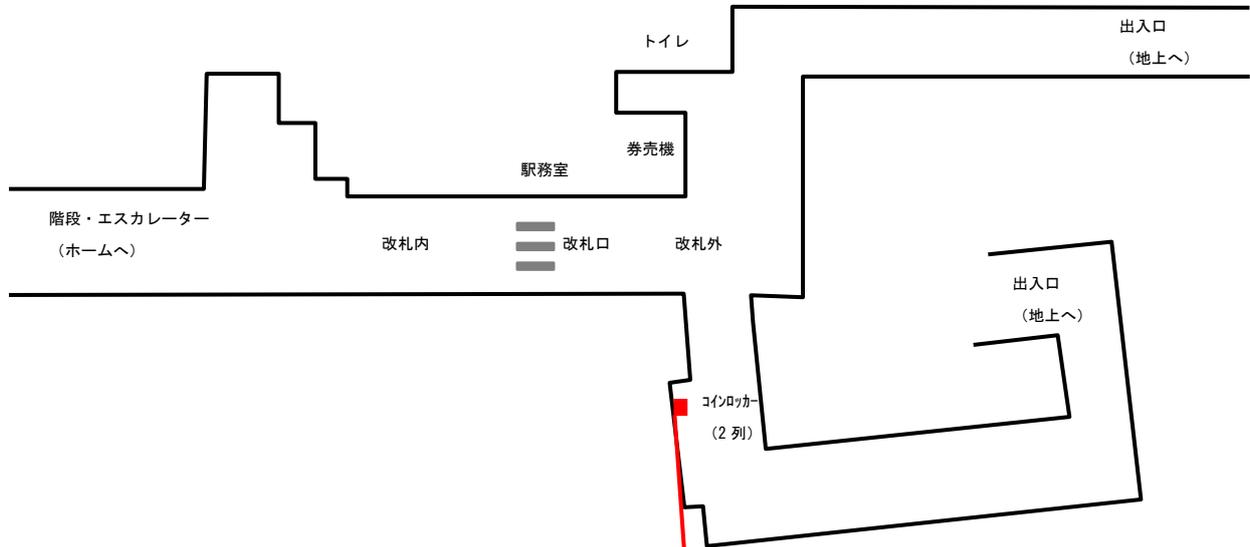
※青葉通一番町駅と仙台駅における配置及び標準設置数は、後日決定します。

構内位置図

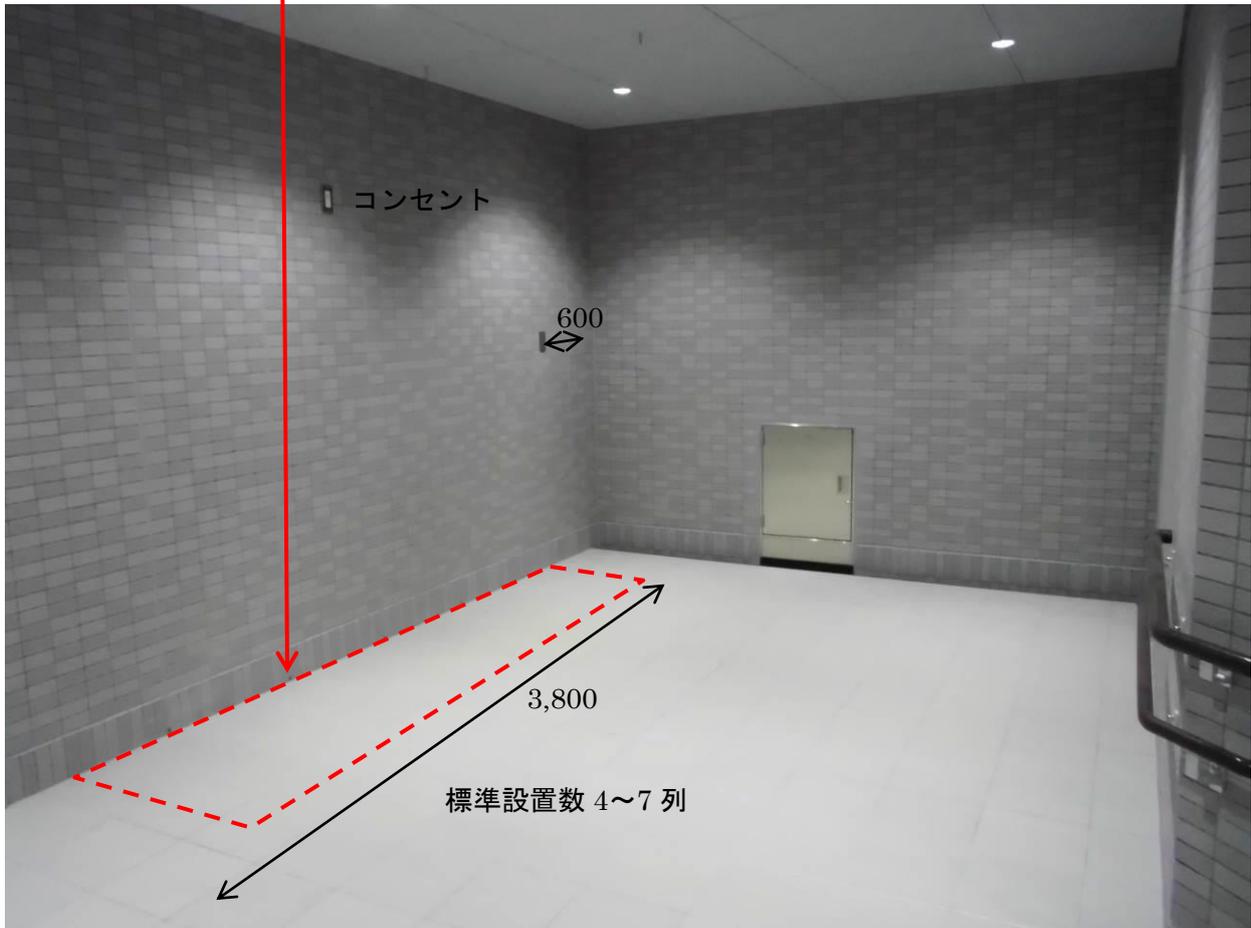
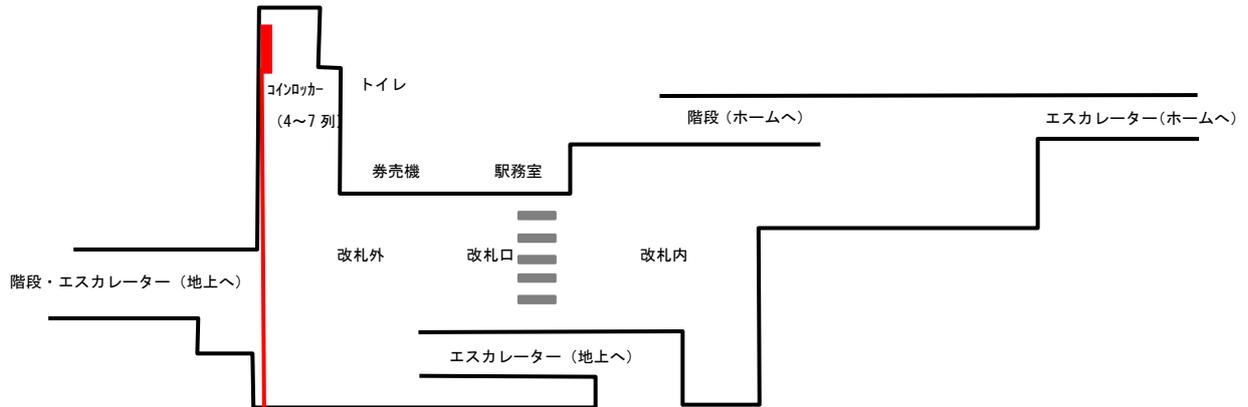
T01 八木山動物公園駅 (地下2階)



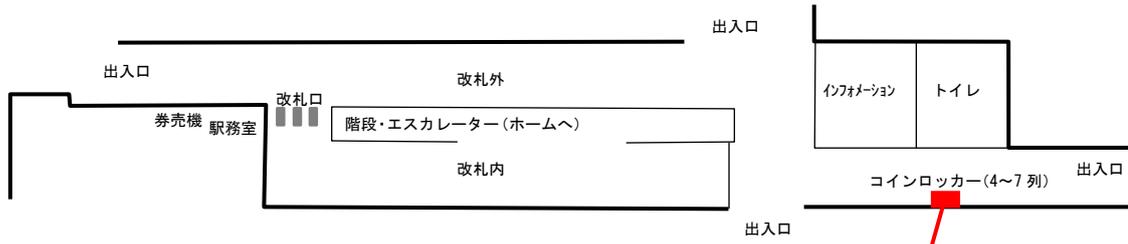
T02 青葉山駅 (地下1階)



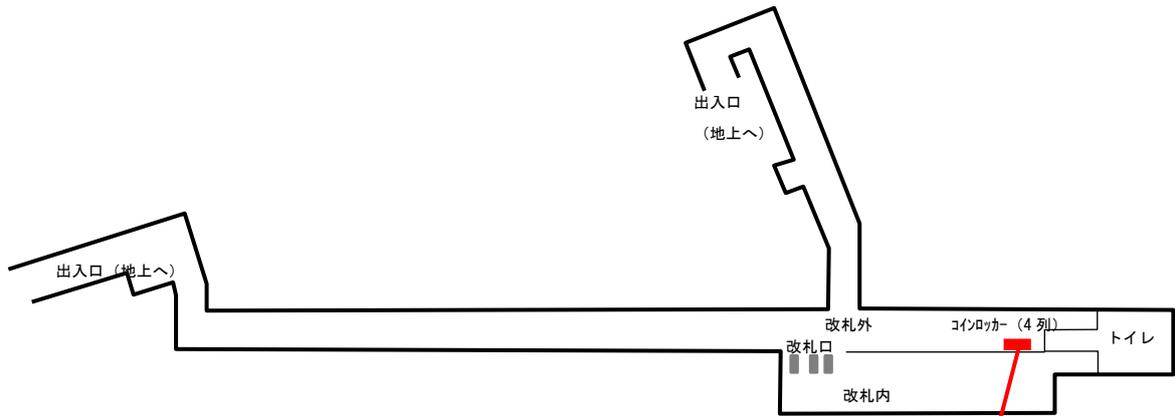
T03 川内駅 (地下2階)



T04 国際センター駅 (地上1階)

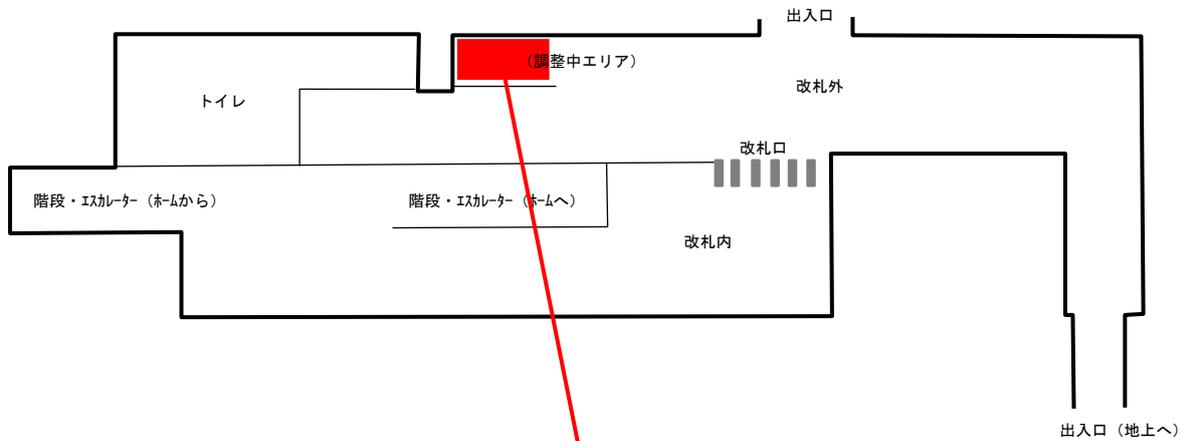


T05 大町西公園駅 (地下1階)



T06 青葉通一番町駅 (地下2階)

※当該駅においては、現時点ではコインロッカー区画がありませんが、交通局が区画について調整後、交通局が指示する配置及び標準設置数に沿って設置していただきます。

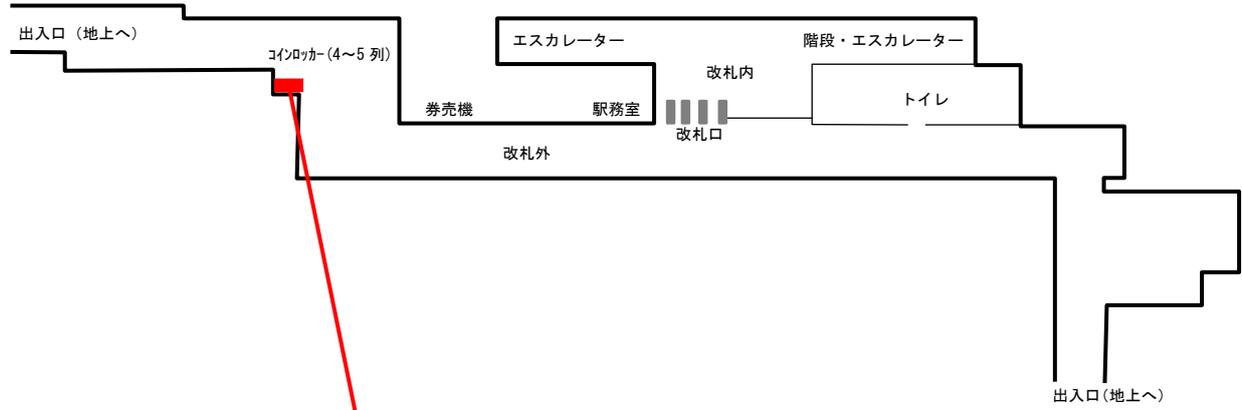


T07 仙台駅 (地下1階)

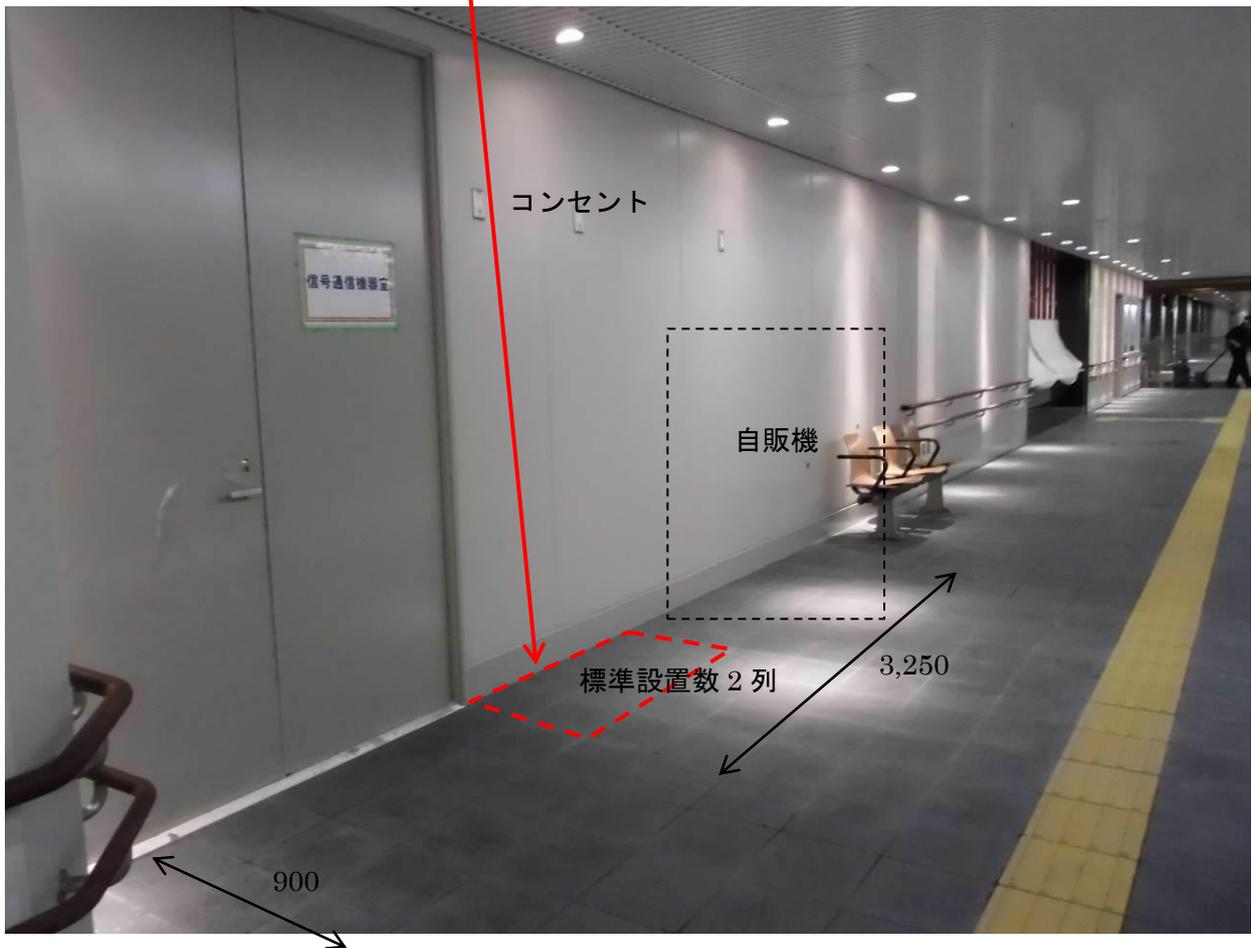
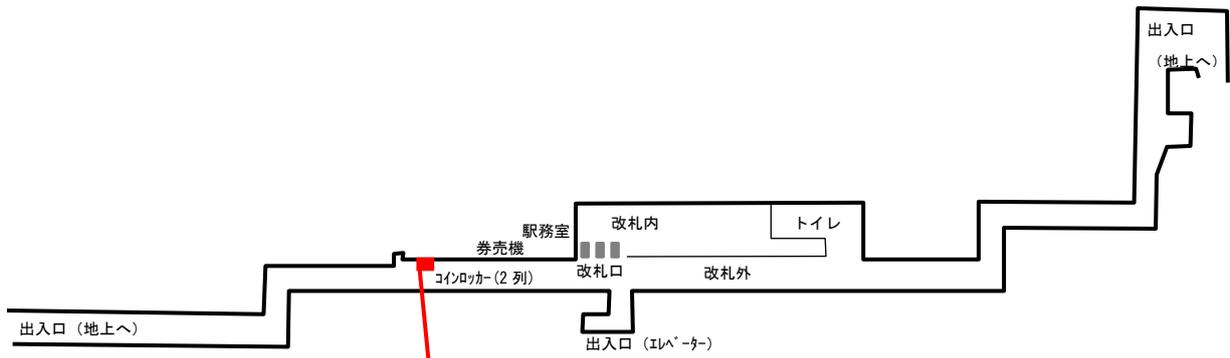
※当該駅においては、交通局が区画について調整後、交通局が指示する配置及び標準設置数に沿って設置していただきます。



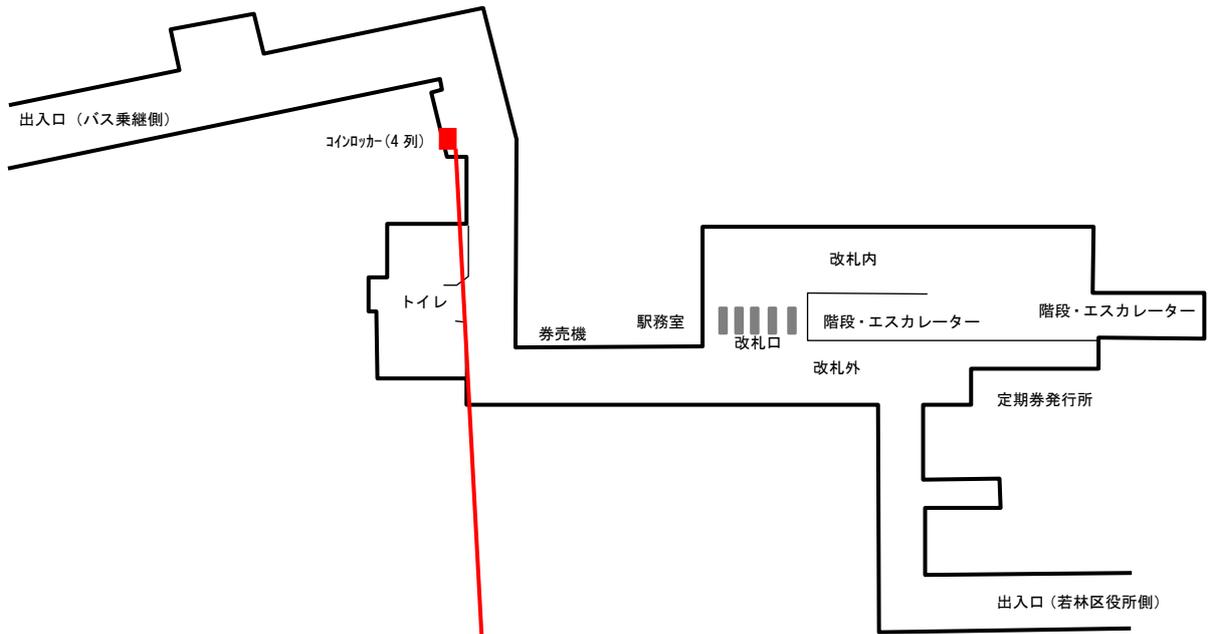
T08 宮城野通駅 (地下1階)



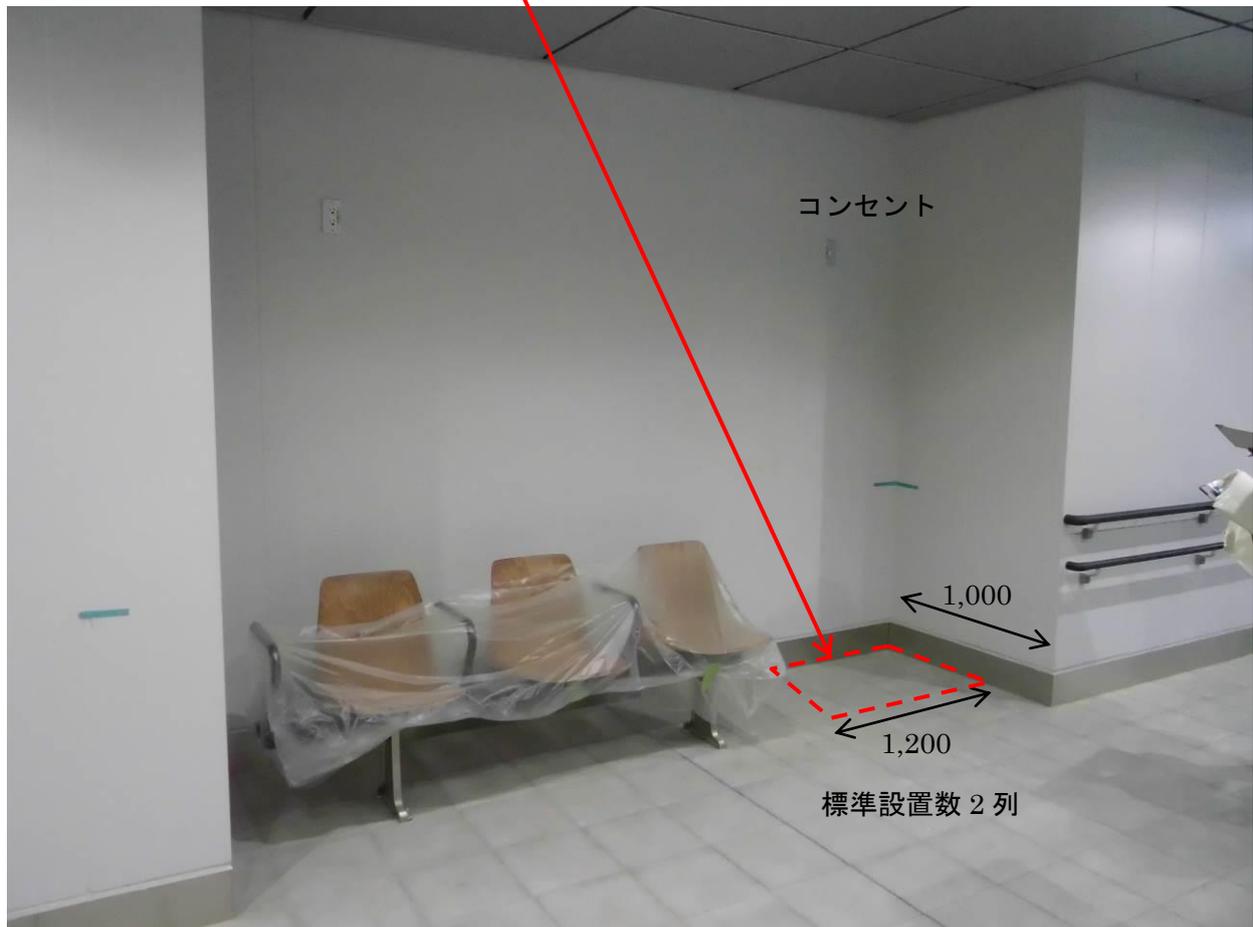
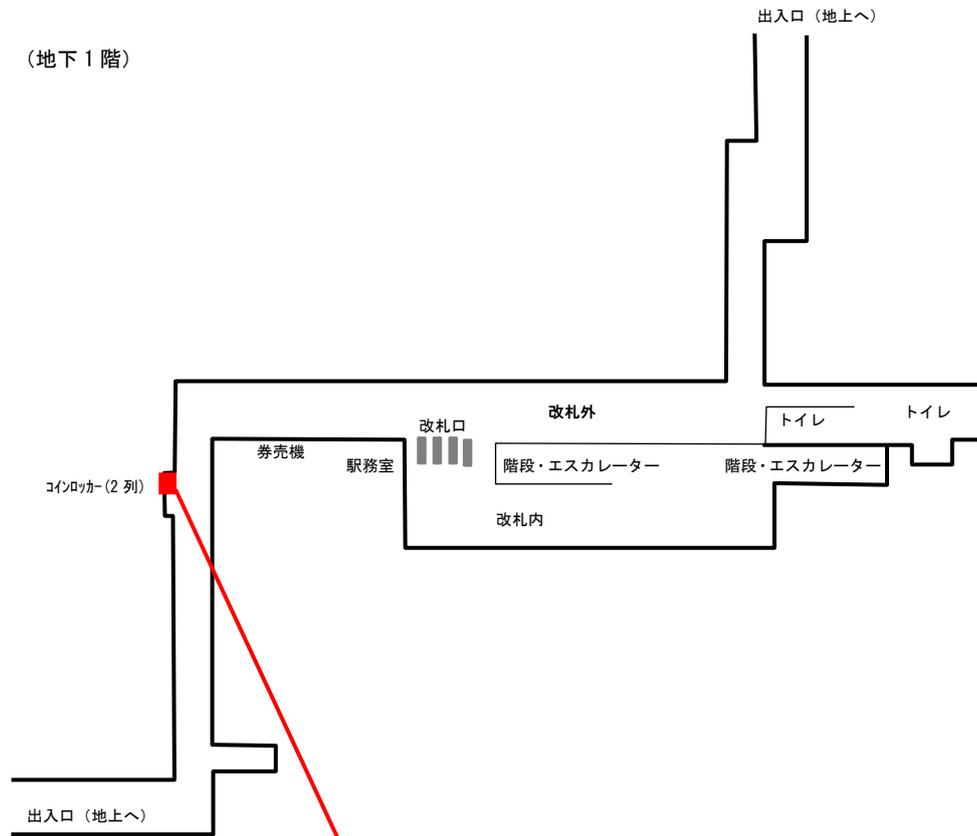
T09 連坊駅 (地下1階)



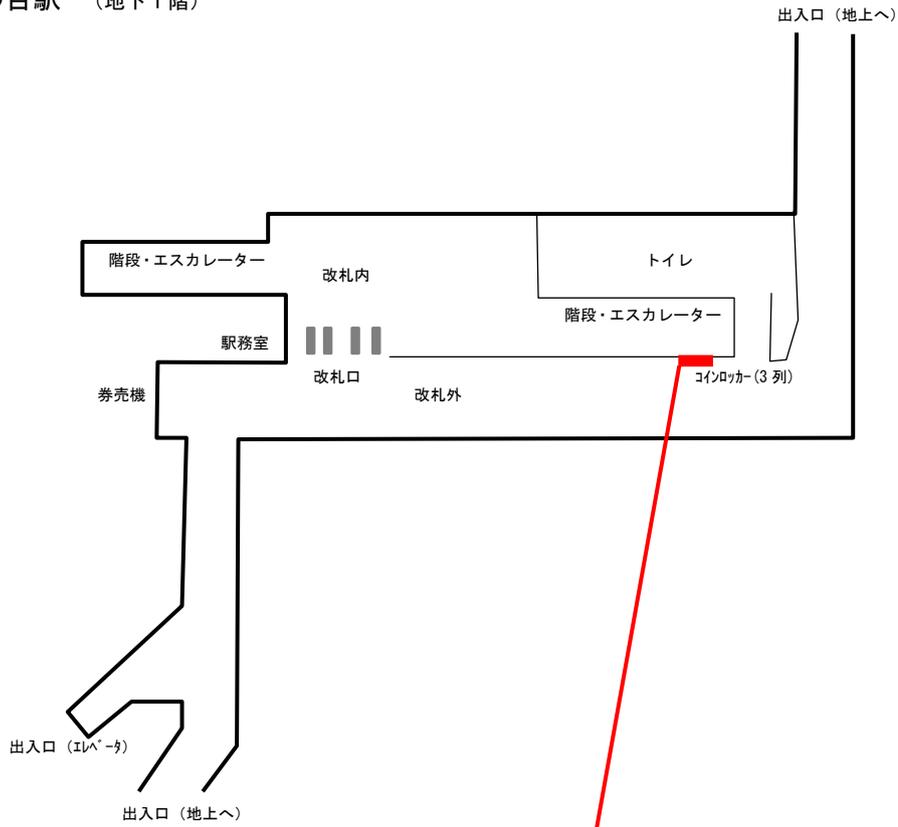
T10 薬師堂駅 (地下1階)



T11 卸町駅 (地下1階)



T12 六丁の目駅 (地下1階)



T13 荒井駅 (地上1階)

